

ぜんかん 基金

このたびの熊本地震により被災された方々に
心よりお見舞いを申し上げます。

2016年6月
創刊号



CONTENTS

創刊に寄せて	2
2016年度の事業計画について	3
2015年度の運用報告／	
2016年度に適用するCBプランの利率について	4
適用業務のポイントについて	5
基金からのお知らせ	6

創刊に寄せて



全環境企業年金基金
理事長 濱地 光男

向暑の候、事業主、加入者並びに受給権者の方々におかれましては、ご清栄のことと存じます。

当基金は、初年度事業の中心でありました旧厚生年金基金からの引き継ぎ業務をほぼ完了し、この4月から新年度を迎えることになりました。事業主、加入者並びに受給権者の皆様のご理解とご協力のたまものと厚くお礼を申し上げます。

さて、新年度では、新たな事業目標を設定し活動してまいります。基金の事業概況を皆様に開示・報告する広報誌も一新し、ここに創刊することといたしました。

年金に関する話は、とかく固いイメージがありますので、柔らかく分かりやすくお伝えすることを目指し、誌名を「ぜんかん基金」とし、デザインも親しみやすさを感じるよう工夫しました。気軽に手にとって見ていただける広報誌が目標で、今号は3月の代議員会で承認された事業計画を中心に、新しい事業に積極的に取り組みつつある基金の姿をお伝えしています。

基金運営には、事業主、加入者、受給権者の方々のご理解とご協力が欠かせませんが、その基礎となるのが基金の現況を開示する活動です。その意味で基金の広報事業はとても重要であると考えておりますので、今後とも本誌並びに先行して立ち上げました基金ホームページのご活用をよろしく願い申し上げます。

基金のホームページを
ご活用ください



<http://www.zenkankikin.com/>

当サイトでは、
全環境企業年金基金の制度の概要や
手続方法などの情報をご提供しています。



全国環境計量証明業
厚生年金基金の歩み
1994年～2015年

2016年度の

事業計画について

2016年3月11日に開催された第4回代議員会で、2016(平成28)年度の事業計画が承認されました。



1 常設の制度検討委員会を設置

旧基金で、代行返上や給付設計見直しで先導的な役割を果たした制度検討委員会を、2016年度は常設とし、経済社会の変化に柔軟に対応して安定的な運営が確保できる基金を目指します。

当面は、国会で審議されている企業年金関連法案などの動向を踏まえ、基金の年金通算(ポータビリティ)の拡充等を検討していきます。



2 団体型「労働災害総合保険」の取り扱い開始

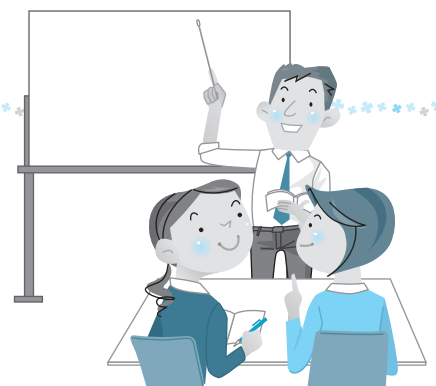
公共事業に係る建設土木での業務受注では、労災に係る上乗せ保険への加入が不可欠になってきています。この労災上乗せ保険として、基金のスケールメリットを活かした団体扱い契約による労働災害総合保険の取り扱いを開始します。具体的な内容は、6月頃ご案内する予定です。



3 基金への加入勧奨活動

日本環境測定分析協会のご協力のもと、セミナー等に参加し、当基金の広報・周知を積極的に行い、より多くの事業所様が基金に加入いただけるよう活動していきます。

また、都道府県単位で組織されている環境事業関連の協会・協議会のご協力を得て、幅広い事業所様に基金の加入を募ります。



セミナー
参加予定

1 日環協・環境セミナー全国大会 in GIFU(10月6~7日)にブースを出展

2 日環協・経営者セミナー in TAKAMATSU(11月25日)で基金のプレゼンテーション



4 広報活動の充実

広報誌として、本誌「ぜんかん基金」を創刊します。発行は年2回とし、加入者、受給者、待期者の皆様に配布します。また、ホームページを活用し、タイムリーに基金からのお知らせを掲載して、基金を身近に感じていただけるよう努めます。

なお、資産運用に係る事業主様への情報開示として、2016年度から四半期報告をお届けします。



2015年度の 運用について

2015年度は、企業年金基金設立日の2015年7月1日から2016年3月31日まで9カ月の積立金運用となりました。



2015年7月からの運用環境は、中国の景気減速、原油価格下落等による新興国経済の不振、米国の利上げ開始など、多くのリスク要因が次々に顕在化し、内外株式の下落、円高の昂進により、5年ぶりに厳しいものとなりました。

当基金の2016年3月末の運用実績は、下表ようになっております。

■2015年度の運用の概況

単位：百万円

区 分	政策的 資産配分	2015年6月末		2016年3月末		総合収益	修正総合 利回り	ベンチマーク (通期)
		時価総額	配 分	時価総額	配 分			
国内債券	33.0%	840	12.1%	1,508	25.8%	68	7.24%	5.62%
生保一般勘定	15.0%	567	8.1%	1,069	18.3%	8	0.98%	—
国内株式	23.0%	1,514	21.7%	1,223	20.9%	▲197	-14.83%	-15.74%
外国債券	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	—	—	—
外国株式	21.0%	1,787	25.6%	1,274	21.8%	▲236	-16.61%	-10.68%
その他	—	296	4.2%	0	0.0%	—	—	—
短期資産	8.0%	1,963	28.2%	772	13.2%	0	0.02%	0.02%
計		6,967	100.0%	5,847	100.0%	▲356	-6.01%	—
		代行返上清算用資産(短期資金)		600				
		全資産計		6,447				

2016年度に適用される **キャッシュバランプランの利率** について

当基金のキャッシュバランプランでは、仮想個人勘定残高に対する利率を「再評価率」、年金額算定で用いる年金現価率の利率を「指標利率」といい、事業年度ごとに前年までの20年国債利回りの5年平均に基づいて定め、1年間適用します。

2015年までの20年国債利回りの5年平均が1.553%であったため、規約により0.1%未満を四捨五入して適用する利率を年1.6%とし、2016年度(2016年4月～2017年3月)に仮想個人勘定残高の利息計算と年金額の計算に用います。

20年国債		キャッシュバランプラン	
参照する期間	応募者利回りの5年平均	適用する利率	適用する期間
2011～2015年	1.553%	1.6%	2016年4月～2017年3月
2010～2014年	1.721%	1.7%	2015年7月～2016年3月

適用業務のポイント



昨年7月に実施した、厚生年金基金から企業年金基金への制度切り替えの際には、事業主様、事務ご担当者様、ご多忙のところご協力をいただき、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、全環境企業年金基金に加入した全加入者様の記録登録を無事完了することができました。心より御礼申し上げます。

さて、制度が変わったことで、ご提出いただく届出用紙や添付書類、お届けいただくタイミングも旧基金とは違っておりますので、以下のとおりご確認ください、適正な適用事務にご協力いただきますようお願い申し上げます。

事業主様に届出いただく書類

届出のタイミング	届書の名称	添付していただく書類
基金に加入するとき	加入者資格取得届	日本年金機構からの資格取得届確認通知書の写し
加入者が退職、死亡したとき	加入者資格喪失届	
加入者が65歳に達したとき		
加入者が会社の就業規定等により基金から脱退するとき		
基準給与の変更(年1回) *提出時期 毎年9月末	基準給与変更届	日本年金機構からの算定基礎届等の標準報酬決定通知書の写し
加入者の氏名に変更があったとき	加入者に関する訂正通知書	
事業所の所在地、名称、事業主の変更があったとき	事業主関係変更届	

*就業規則に定めた休業・休職・復帰・復職について、基金規約に規定してある事業所様のみご提出いただく届書

届出のタイミング	届書の名称	添付していただく書類
就業規則に定めた休業・休職を開始したとき	中断者届	日本年金機構からの産前産後休業及び育児休業開始の確認通知書の写し その他の休業・休職を開始した旨の事業主の証明書等
就業規則に定めた復帰・復職をされたとき	復活者届	日本年金機構からの産前産後休業及び育児休業終了の確認通知書の写し その他の休業・休職を終了した旨の事業主の証明書等

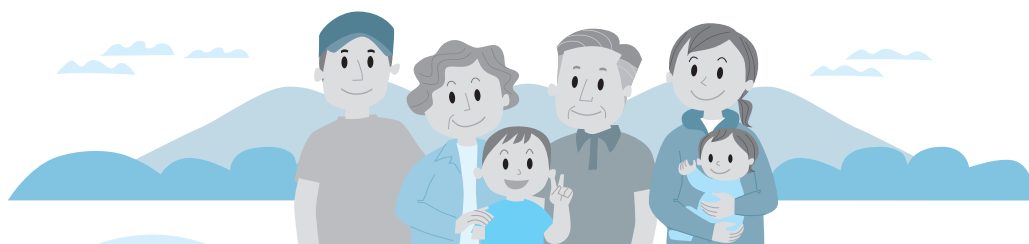
「がん保険」集団取扱いのご案内

当基金では、福祉事業の一環としてアフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)の「がん保険」について、募集代理店と団体割引の契約を結んでおります。

対象になるのは、現在当基金ご加入中の加入者様と当基金の年金を受給中の受給者様で、割引保険料で、ご加入いただけます。

(旧厚生年金基金から引き続き「がん保険」にご加入いただいている当基金加入者様、当基金年金受給者様も現在割引保険料でご加入いただいています。)

当基金ホームページの「基金からのお知らせ…アフラックのがん保険についてのご案内」から、資料請求等ご案内しておりますので、ご活用ください。



この保険商品についての
お問い合わせは、
右記の募集代理店へ
ご連絡ください。



募集代理店 アールワイ保険サービス株式会社

【フリーダイヤル】 **0120-329-646**

(〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-14 日立鎌倉橋ビル)

企業年金基金
における

マイナンバーの取扱い について



平成28年1月より、マイナンバー制度が利用開始となりました。それに伴い、企業年金での年金・一時金のお支払いに際し、税務署等に提出する法定調書等にマイナンバーの記載が必要となりました。

当基金でも、年金・一時金のお手続きの際に、マイナンバーの記載をお願いすることとなりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、現在当基金の年金を受給中の皆様につきましては、企業年金連合会(注)を通じて、マイナンバーを一括取得することといたしますので、ご了承いただきますようお願いいたします。



(注)企業年金連合会…短期間で基金を脱退された方への年金給付や、複数の企業年金に加入された方の記録の一元管理、各種情報提供等を行っている公的機関。